

昭和54年度
平成15年度（変更第1回）
令和7年度（変更第2回）

県営土地改良事業（維持管理）
やはぎがわなんぶ
矢作川南部地区事業計画書

愛知県

目 次

目次

第1章	地域及び地積	・ ・ ・ ・ ・	1
第1節	地域	・ ・ ・ ・ ・	1
第2節	地積	・ ・ ・ ・ ・	6
第2章	地域の現況	・ ・ ・ ・ ・	7
第1節	地形	・ ・ ・ ・ ・	7
第2節	気象	・ ・ ・ ・ ・	8
第1項	一般気象	・ ・ ・ ・ ・	8
第2項	特殊気象	・ ・ ・ ・ ・	9
第3節	水利状況	・ ・ ・ ・ ・	11
第1項	用水状況	・ ・ ・ ・ ・	11
第2項	排水状況	・ ・ ・ ・ ・	12
第4節	耕地面積	・ ・ ・ ・ ・	13
第5節	地域環境の概況	・ ・ ・ ・ ・	16
第3章	維持管理計画	・ ・ ・ ・ ・	17
第1節	目的	・ ・ ・ ・ ・	17
第2節	用水施設関係	・ ・ ・ ・ ・	17
第1項	施設の種類・構造及び規模	・ ・ ・ ・ ・	17
第2項	維持管理の方法	・ ・ ・ ・ ・	22
第3項	取水時期及び方法	・ ・ ・ ・ ・	23
第4項	かんばつ時における処置	・ ・ ・ ・ ・	23
第5項	洪水時及びその他緊急時における措置	・ ・	23
第3節	他の事業との関係	・ ・ ・ ・ ・	24
第1項	農業用水	・ ・ ・ ・ ・	24
第2項	治水	・ ・ ・ ・ ・	24
第3項	都市用水	・ ・ ・ ・ ・	24
第4項	漁業	・ ・ ・ ・ ・	24
第5項	その他利水者との関係	・ ・ ・ ・ ・	24

第4章	環境との調和への配慮	・ ・ ・ ・ ・	24
第5章	事業費	・ ・ ・ ・ ・	25
第6章	効用	・ ・ ・ ・ ・	25
第7章	計画図	・ ・ ・ ・ ・	25

第1章 地域及び地積

第1節 地域

事業名	地域
維持管理	岡崎市 細川町、仁木町、岩津町、西藏前町、北野町、橋目町、東大友町、舩越町、森越町、宇頭町、小針町、西大友町、富永町、西本郷町、東本郷町、北本郷町、暮戸町、中園町、新堀町、昭和町、島坂町、大和町、上佐々木町、下佐々木町、東牧内町、筒針町、渡町、矢作町、 (六名東町) (羽根町、若松町) 六名新町、 - 、六名南、六名本町、 - 、 - 、上地町、国正町、上青野町、下青野町、中之郷町、赤浜町、土井町、牧御堂町、天白町、法性寺町、宮地町、井内町、 (針崎町) 上和田町、下和田町、在家町、坂左右町、上三ツ木町、下三ツ木町、柱町、野畑町、 - 、中村町、定国町、福岡町、高橋町、合歓木町、福桶町、安藤町、正名町、中島町、中島西町、 (中島中町) - 、二軒屋町、江口、城南町 碧南市 (伏見屋新田) 江口町、川口町、潮見町、中田町、河方町、稻荷町、葭生町、前浜町、 - 、 鴻島町、伏見町、日進町、鷺塚町、鷺林町、見合町、北浦町、縄手町、下洲町、 (荒子町) 亀穴町、 - 、三角町、三間町、三宅町、舟江町、小屋下町、照光町、大堤町、池下町、 中江町、野銭町、矢縄町、流作町

事業名	地域
維持管理	豊田市 渡刈町、幸町、永覚町、配津町、駕鴨町、畝部東町、畝部西町、上郷町、榊塚東町、 榊塚西町 安城市 柿碕町、高木町、安城町、山崎町、別郷町、上条町、河野町、古井町、村高町、川島町、 (南町) 木戸町、小川町、－、寺領町、東町、藤井町、姫小川町、桜井町、野寺町、城ヶ入町、 根崎町、東端町

事業名	地域
維持管理	西尾市 高落町、東浅井町、西浅井町、新村町、和気町、小島町、米野町、尾花町、江原町、大和田町、岡島町、高河原町、上永良町、貝吹町、下永良町、花蔵寺町、室町、駒場町、上羽角町、下羽角町、家武町、善明町、八ツ面町、中原町、戸ヶ崎町、熊味町、寄住町、寄近町、道光寺町、矢曾根町、丁田町、徳次町、高島町、 (永吉町) (南中根町) 上町、小焼野町、法光寺町、米津町、 小間町、田貫町、中畑町、平坂町、西小槲町、小栗町、西奥田町、奥田町、南奥田町、上矢田町、下矢田町、徳永町、寺津町、巨海町、中根町、国森町、鎌谷町、天竹町、鵜ヶ池町、宅野島町、細池町、川口町、菱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、熱池町、須脇町、斉藤町、十郎島町、針曾根町、市子町、野々宮町、笹曾根町、横手町、平口町、行用町、八ヶ尻町、刈宿町、志貴野町、志籠谷町、住崎町、深池町、 (城崎町、緑町) 一色町一色、一色町藤江、一色町味浜、一色町赤羽、一色町小薮、一色町細川、一色町治明、一色町開正、一色町松木島、一色町池田、一色町惣五郎、一色町中外沢、一色町対米、一色町前野、一色町大塚、一色町野田、一色町生田、一色町養ヶ島、一色町酒手島、一色町千間、吉良町岡山、吉良町瀬戸、吉良町小牧、吉良町寺嶋、吉良町津平、吉良町木田、吉良町上横須賀、吉良町下横須賀、

事 業 名	地 域
維持管理	西尾市 <u>吉良町中野</u>、<u>吉良町八幡川田</u>、<u>吉良町富田</u>、<u>吉良町荻原</u>、<u>吉良町酒井</u>、<u>吉良町饗庭</u>、 <u>吉良町友国</u>、<u>吉良町富好新田</u>、<u>吉良町小山田</u>、<u>吉良町乙川</u>、<u>吉良町白浜新田</u>、<u>吉良町吉田</u>、 <u>吉良町大島</u>、<u>吉良町宮迫</u>、<u>吉良町駁馬</u>、<u>西幡豆町</u>、<u>鳥羽町</u> (幡豆郡一色町) (一色、藤江、味浜、赤羽、小薮、細川、治明、開正、松木島、池田、惣五郎、中外沢) (対米、前野、大塚、野田、生田、養ヶ島、酒手島、千間) (幡豆郡吉良町) (岡山、瀬戸、小牧、寺嶋、津平、木田、上横須賀、下横須賀、中野、八幡川田、富田) (荻原、酒井、饗庭、友国、富好新田、小山田、乙川、白浜新田、吉田、大島) (幡豆郡幡豆町) (西幡豆、鳥羽、八幡)

事業名	地域
維持管理	額田郡幸田町 (逆川) 坂崎、高力、久保田、大草、菱池、横落、荻、芦谷、深溝、野場、永野、 上六栗、長嶺、六栗

第2節 地積

(平成14年 3月現在)
令和 6年 4月現在

事業名	現況地目 市町名	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
維持管理	岡崎市	(1,335.8) 1,135.2	—	—	—	—	(1,335.8) 1,135.2	
	碧南市	(152.0) 144.4	(388.3) 376.5	—	—	—	(540.3) 520.9	
	豊田市	(310.9) 281.0	—	—	—	—	(310.9) 281.0	
	安城市	(581.4) 564.9	—	—	—	—	(581.4) 564.9	
	西尾市	(1,940.0) 3,056.7	(122.0) 242.3	—	—	—	(2,062.0) 3,299.0	H23年一色町、吉良町、幡豆町を編入
	(幡豆郡一色町) —	(546.1) —	—	—	—	—	(546.1) —	H23年西尾市に編入
	(幡豆郡吉良町) —	(723.8) —	(103.8) —	—	—	—	(827.6) —	H23年西尾市に編入
	(幡豆郡幡豆町) —	(56.3) —	(21.5) —	—	—	—	(77.8) —	H23年西尾市に編入
	額田郡幸田町	(719.1) 646.2	(129.7) 123.9	—	—	—	(848.8) 770.1	
	計	(6,365.4) 5,828.4	(765.3) 742.7	—	—	—	(7,130.7) 6,571.1	

第2章 地域の現況

この地域は、矢作川の中下流部に発達したいわゆる矢作川デルタ地帯の沖積平野とその東南部三ヶ根山麓の山間丘陵地で西三河南部の三河湾に面した三角状の地域である。

気候は温暖で、沖積地は古くから農業が営まれ、農業用水は17世紀頃から中小規模の水利施設が開発されその数は28ヶ所に及んだ。その後、逐次開さく改良されて西三河平野の水田穀倉地帯を形成したが、水源の枯渇、取水施設の老朽化に加え矢作川の河床低下により取水不能となり、かんばつ被害を受けることとなった。また、山間丘陵地は点在する溪流とため池を利用した水田、無灌水の畑地で水利条件が不安定であった。

このため、矢作川支流巴川上流に羽布ダム（昭和38年完成）と矢作川上流に多目的矢作ダム（昭和46年完成）が建設され、昭和38年国営矢作川第二土地改良事業、同45年矢作川総合土地改良事業及び関連土地改良事業が実施されて、農業用水取水の安定と配水方法の改善を図ることにより農業経営の近代化が図られた。

受益地中央を流れる矢作川は、アマゴ、アユ、オイカワ、ウナギ、カワヨシノボリ等数多くの魚類が生息し、夏場はアユの友釣りなどで賑わい、矢作川左岸丘陵地帯には、地域の水源地である大井池や不動ヶ池などのため池が点在し大井池湖畔には道の神、道祖神として知られる猿田彦神社が、不動ヶ池周辺にはキャンプ場などがあり多くの人々が訪れている。

他方、中京工業圏の一環として西三河内陸、衣浦臨海工業地帯に属し、農業労働力の工業部門への流出と農地の宅地、工場地への転用も増加している。

第1節 地形

本地域は、いわゆる矢作川デルタと称する一般に平坦な平野で、標高は地区北端で25m、中央部13m、南部沿岸では1mで、南西に向かっておよそ1/1,000 ～ 1/3,000の傾斜をしている。

本地域は、矢作川の両岸に発達した平野で、ほとんど沖積層である。

第2節 気象

本地域は、気候温暖で年平均気温は15℃で、降雨量は年平均 1,500mm内外である。地域内の岡崎観測所における気象状況は、次表のとおりである。

第1項 一般気象

観測所名	岡崎観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備考
観測期間	(昭和57年～平成13年) 昭和19年～令和6年	(4月～9月) 4月～10月	(10月～3月) 11月～3月		
平均気温 (℃)		(21.7) 21.3	(8.5) 7.0	(15.1) 15.4	観測期間 昭和54年～令和6年
降水量	平 均 (mm)	(1,001) 1,159	(445) 349	(1,446) 1,508	
	基準年 (mm)	(1,278) 619	(510) 242	(1,788) 861	
降水日数	平 均 (日)	(63) 73	(44) 33	(107) 106	
	基準年 (日)	(48) 53	(28) 28	(76) 81	
根雪期間		—			
無霜期間		(3月30日～11月20日 236日間) 3月23日～11月28日 251日間			名古屋地方气象台 観測期間 昭和54年～令和4年
最多風向		NNW	最大風速 (11m/s) 18.0m/s (風向) ((N)) (NW)	観測期間 昭和54年～令和6年 最多風向発生時期 (11月 ～ 4月) 1月、10月～11月 最大風速発生年月日 (平成5年2月1日) 平成3年2月25日	

第2項 特殊気象 【変更前】

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備考
岡崎観測所																
観測期間	数	年	発生確率	数	年	発生確率	数	年	発生確率	数	年	発生確率	数	年	発生確率	
明治24年～ 平成13年	量	月 日		量	月 日		量	月 日		量	月 日		量	月 日		
最大日雨量 (mm)	351	S46. 8. 30	1/500 以上	228	S33. 8. 25	1/53	225	S37. 7. 27	1/49	192	S36. 6. 27	1/19	183	S8. 10. 19	1/15	
最大時間雨量 (mm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最大4時間雨量 (mm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最大連続雨量 (mm)	465	M38. 6. 9 ～ 6. 29	-	454	S36. 6. 23 ～ 6. 29	-	451	S46. 8. 29 ～ 9. 3	-	369	M29. 9. 5 ～ 9. 12	-	352	S13. 6. 27 ～ 7. 5	-	
最大連続 干天日数 (日)	71	S37. 1. 2 ～ 3. 13	-	58	M31. 6. 28 ～ 8. 24	-	51	S48. 11. 11 ～ 12. 31	-	48	S46. 11. 7 ～ 12. 24	-	47	S17. 11. 15 ～ 12. 31	-	

【変更後】

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備考
岡崎観測所																
観測期間																
明治24年～ 令和6年	数 量	年 月 日	発 生 確 率	数 量	年 月 日	発 生 確 率	数 量	年 月 日	発 生 確 率	数 量	年 月 日	発 生 確 率	数 量	年 月 日	発 生 確 率	
最大日雨量 (mm)	351	S46. 8. 30	1/822	310	T14. 8. 14	1/321	268	R5. 6. 2	1/118	264	H20. 8. 29	1/105	225	S37. 7. 27	1/40	
最大時間雨量 (mm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最大4時間雨量 (mm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最大連続雨量 (mm)	455	M38. 6. 9 ～ 6. 26	1/199	454	S36. 6. 23 ～ 6. 29	1/196	451	S46. 8. 29 ～ 9. 3	1/186	448	H20. 8. 28 ～ 8. 30	1/176	398	T14. 8. 14 ～ 8. 17	1/68	
最大連続 干天日数 (日)	94	H7. 11. 15 ～H8. 2. 16	1/270	73	T5. 12. 15 ～T6. 2. 25	1/59	71	S14. 11. 23 ～S15. 2. 1	1/51	71	S37. 1. 2 ～ 3. 13	1/51	71	S48. 11. 11 ～S49. 1. 20	1/51	

第3節 水利状況
第1項 用水状況

用水施設

(1) 取水施設

(7,130.7ha)

本地区6,571.1haの水源は、下表のとおりである。

取水施設名	箇所数	かんがい面積	備 考
(1) 明治用水頭首工	1 箇所	(7,130.7) 6,571.1 ha	(1) 及び (2) は、乙川、吉良古川、鹿乗川頭首工を補給
(2) 細川頭首工	1 箇所	(7,130.7) 6,571.1 ha	
(3) 乙川頭首工	1 箇所	(3,381.0) 3,091.5 ha	(3) は、吉良古川頭首工を補給
(4) 吉良古川頭首工	1 箇所	(1,615.1) 1,516.0 ha	
(5) 鹿乗川頭首工	1 箇所	(1,157.8) 1,126.7 ha	

(2) 用水路

(イ) 用水路の状況

(左岸導水路)

i) 明治導水路

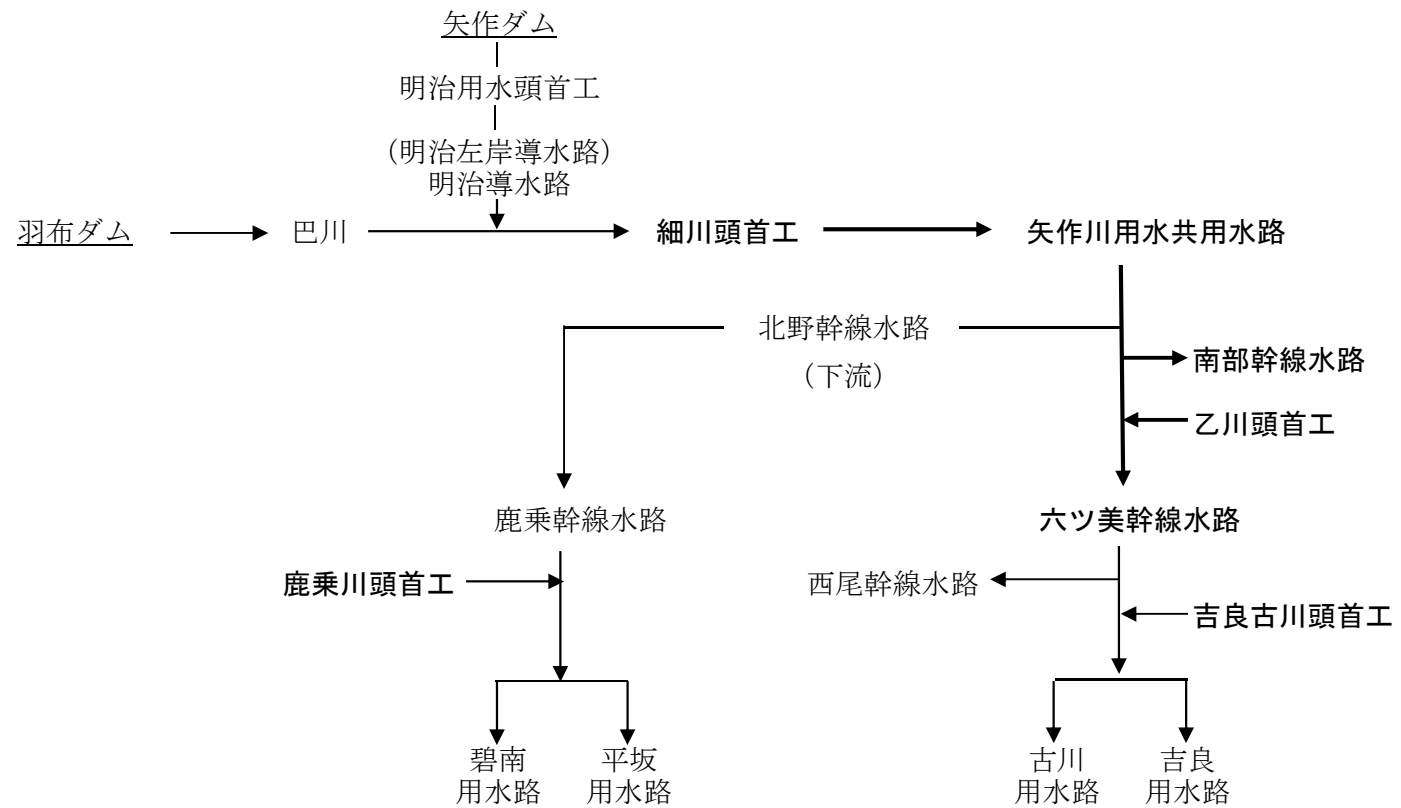
本水路は、豊田市水源町地内の明治用水頭首工によって矢作川から取水し、巴川の細川頭首工に注水する。

ii) 矢作川用水共用水路

(左岸導水路)

本水路は、明治導水路から注水された矢作川本流の流水と、巴川の流水をあわせ、細川頭首工より取水し、本地域をかんがいする。

(ロ) 用水系統表



第2項 排水状況

一般に低平地であるため、自然排水とともに排水機を併用している地区が多く、排水改良事業が盛んで対応が図られている。

第4節 耕地面積

本地域は、古くから開発された西三河平野の大半を占める地域で交通の便は比較的良い。また、気候温暖で降雨状況も良く気象条件に恵まれている。

矢作川水系を水源とする用水によってかんがいされる水田地帯であるが耕地の利用状況は次表のとおりである。

1 耕地利用の状況 【変更前】

市町村	水田			畑						水田率	二毛作率	畑地率	畑地面積に対する樹園地率	備考
	一毛作田	二毛作田	計	普通畑	樹園地				畑地総計					
					果樹園	茶園	その他樹園地	計						
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(%)	(%)	(%)	
豊田市	2,247	24	2,271	359	212	39	4	255	614	79	1	21	42	2000年農業センサスによる
岡崎市	1,851	36	1,887	306	67	7	8	82	388	83	2	17	21	
安城市	2,449	162	2,611	221	144	14	2	160	381	87	6	13	42	
碧南市	375	22	397	73	38	－	1	39	112	78	6	22	35	
西尾市	1,928	30	1,958	365	70	112	36	218	583	77	2	23	37	
一色町	414	6	420	136	3	－	1	4	140	75	1	25	3	
吉良町	519	56	575	139	75	50	11	136	275	68	10	32	49	
幡豆町	94	0	94	21	30	50	2	32	53	64	0	36	60	
幸田町	599	43	642	93	139	－	2	141	234	73	7	27	60	

【変更後】

市町	水田			畑						水田率	二毛作率	畑地率	畑地面積に対する樹園地率	備考
	一毛作田	二毛作田	計	普通畑	樹園地				畑地総計					
					果樹園	茶園	その他の樹園地	計						
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(%)	(%)	(%)	
岡崎市	－	－	1,632	169	－	－	－	64	233	88	－	12	27	2020年農林業センサスによる *2000年農業センサスでは販売農家、2020年農林業センサスでは農業経営体が調査対象である。 *2000年農業センサスと2020年農林業センサスで調査項目が異なる。 *豊田市は平成17年に西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町を編入。 *西尾市は平成23年に幡豆郡一色町・吉良町・幡豆町を編入。
碧南市	－	－	292	461	－	－	－	7	468	38	－	62	1	
豊田市	－	－	2,706	421	－	－	－	212	633	81	－	19	33	
安城市	－	－	2,864	154	－	－	－	83	237	92	－	8	35	
西尾市	－	－	2,806	456	－	－	－	184	640	81	－	19	29	
幸田町	－	－	736	67	－	－	－	76	143	84	－	16	53	

(市町村別平均1戸当り耕作面積)

2 市町村別平均1農業経営体当り経営耕地面積

市町	農家戸数	田	畑	樹園地	計	備考
	(戸) 経営体数	ha	ha	ha	ha	
岡崎市	(4,010) 1,083	(0.51) 1.64	(0.11) 0.22	(0.02) 0.42	(0.64) 1.72	(2000年農業センサスによる) 2020年農林業センサスによる
碧南市	(1,239) 414	(0.35) 1.40	(0.41) 1.21	(0.03) 0.21	(0.79) 1.84	*2000年農業センサスでは総 農家の経営耕地面積、2020年 農林業センサスでは農業経営 体の経営耕地面積が調査対象 である。
豊田市	(4,918) 1,963	(0.51) 1.54	(0.11) 0.31	(0.05) 0.57	(0.67) 1.70	
安城市	(2,980) 813	(0.90) 4.87	(0.09) 0.33	(0.06) 0.36	(1.05) 3.81	
西尾市	(3,065) 1,172	(0.66) 4.25	(0.16) 0.52	(0.07) 0.59	(0.89) 2.94	
(一色町)	(868)	(0.53)	(0.22)	(0.00)	(0.75)	*西尾市は平成23年に幡豆郡 一色町・吉良町・幡豆町を編 入。
-	-	-	-	-	-	
(吉良町)	(1,333)	(0.46)	(0.15)	(0.11)	(0.72)	
-	-	-	-	-	-	
(幡豆町)	(422)	(0.28)	(0.09)	(0.09)	(0.46)	
-	-	-	-	-	-	
幸田町	(1,178) 316	(0.58) 2.93	(0.11) 0.38	(0.12) 0.67	(0.81) 2.78	

第5節 地域環境の概況

1. 特に配慮すべき生物環境（植物、植生、動物）

受益地中央を流れる矢作川は、アマゴ、アユ、オイカワ、ウナギ、カワヨシノボリ等数多くの魚類が生息し、夏場はアユの友釣りなどで賑わっている。

2. 特に配慮すべき生物以外のもの（景観、文化財等）

矢作川左岸丘陵地帯には、地域の水源である大井池や不動ヶ池などのため池が点在し大井池湖畔には道の神、道祖神として知られる猿田彦神社が、不動ヶ池周辺にはキャンプ場などがあり多くの人々が訪れている。

第3章 維持管理計画

第1節 目的

この事業は、国営矢作川第二土地改良事業、矢作川総合土地改良事業及び県営かんがい排水事業等によって造成され、国営新矢作川用水土地改良事業により新設または、改修された細川・乙川・鹿乗川・吉良古川頭首工、矢作川用水共用水路、六ツ美幹線水路、南部幹線共用水路及びこれらに付帯する取水・送水・配水施設等の良好な維持管理と受益地域農業生産の安定を図るため、水田並びに畑地かんがい用水の合理的な配水を行うことを目的とする。

(西三河水道)

なお、共同事業として造成された愛知県水道用水供給事業施設並びに岡崎市水道事業施設の管理も受託し、水利用の円滑化を図る。

(維持管理する施設ならびに管理方法)

第2節 用水施設関係

国営矢作川第二土地改良事業、国営矢作川総合土地改良事業、国営新矢作川用水土地改良事業及び県営かんがい排水事業等により造成された施設並びに管理方法は、以下に示すとおりである。

第1項 施設の種類・構造及び規模

名 称	施 設	構造及び規模	備 考
細川頭首工	堤体工	堤体 1 式	
	施設工	土砂吐扉 1 門	
		洪水吐扉 2 門	
		放流工扉 1 門	
		魚道 2 ヶ所	
	取水工	取水扉 3 門	
		沈砂池 1 ヶ所	
	管理棟	鉄筋コンクリート 2階建 附属建物 1 式	

名 称	施 設	構造及び規模	備 考
(左岸導水路) 明治導水路 矢作川用水共用水路	監視制御装置	集中監視制御装置 1 式	
	(左岸導水路) 明治導水路	(取水門 2連 1 ヶ所) 取水門 2 門	
		導水路 1, 496. 34 m	
	細川幹線水路	用水路 (暗渠・隧道・開渠・サイホン) (〈3, 415. 10〉) (〈3, 291. 07〉 m (2, 642. 40) 2, 648. 19 m (水位調整工 1 ヶ所) - - (2) 分水工 3 ヶ所	〈 〉 は、バイパス水路を含む延長
	上郷幹線水路	(〈5, 950. 60〉) 用水路 (パイプライン) 〈5, 997. 62〉 m (4, 608. 60) 4, 648. 90 m (3) 水位調整工 2 ヶ所 (6) 分水工 5 ヶ所 放水工 1 ヶ所	〈 〉 は、バイパス水路を含む延長
	北野幹線水路 (上流部)	用水路 (パイプライン) $\frac{〈6, 595. 18〉}{(3, 852. 60)}$ m 3, 756. 30 m 水位調整工 2 ヶ所	〈 〉 は、バイパス水路を含む延長

名 称	施 設	構造及び規模	備 考
矢作川用水共用水路	北野幹線水路（上流部）	(4) 分水工 18 ヶ所	(農専区間分) -
		放水工 1 ヶ所	
	岡崎幹線水路	(3,431.20) 用水路（パイプライン） 3,633.56 m	
		水位調整工 1 ヶ所	
		(2) 分水工 4 ヶ所	
		放水工 1 ヶ所	
		(5 ヶ所) -	
	(遠方制御分水工) -	(遠方制御分水工) -	
	<u>矢作川用水農専水路</u> <u>六ツ美幹線水路（上流部）</u>	<u>用水路（パイプライン）</u> 8,367.03 m	
		<u>水位調整工</u> 2 ヶ所	
		<u>分水工</u> 6 ヶ所	
		<u>放水工</u> 1 ヶ所	
南部幹線共用水路	南部幹線共用水路	(5,449.54) 用水路（パイプライン） 5,449.04 m	
		放水工 2 ヶ所	
		分水工 1 ヶ所	
		揚水機場 1 ヶ所	

名 称	施 設	構造及び規模	備 考
乙川頭首工	堤体工	堤体 1 式	
	施設工	土砂吐扉 1 門	
		洪水吐扉 2 門	
		魚道 1 ヶ所	
	取水工	取水扉 3 門	
		(257.75)	
		導水路 379.70 m	
		分水扉 2 門	
	管理棟	鉄筋コンクリート 2階建 付属建物 1 式	
	取付水路	取付水路 1 式	
吉良古川頭首工	堤体工	堤体 1 式	
	施設工	土砂吐扉 2 門	
		洪水吐扉 7 門	
		魚道 1 ヶ所	
	取水工	取水扉 4 門	
		調節扉 2 門	
		制水扉 2 門	

名 称	施 設	構造及び規模	備 考
吉良古川頭首工	取水工	沈砂池 1 ヲ所	
	管理棟	鉄筋コンクリート 平屋建 附属建物 1 式	
鹿乗川頭首工	取付水路	取付水路 1 式	
	堤体工	堤体 1 式	
	施設工	洪水吐扉 2 門	
	取水工	取水扉 (分水扉) 2 門 - (2 門) -	
	<u>調整施設</u>	<u>サージタンク</u> 1 ヲ所	
		<u>余水吐</u> 1 ヲ所	
	<u>分水工</u>	<u>分水工</u> 2 ヲ所	
	管理棟	鉄筋コンクリート 平屋建 附属建物 1 式	
	(取付水路)	(取付水路) (1 式)	
	-	-	
	<u>監視制御装置</u>	<u>遠方監視制御装置</u> 1 式	

*現在管理している施設については、用途廃止されるまで管理するものとする。

第2項 維持管理の方法

(1) 管理事務所

愛知県西三河農林水産事務所

岡崎市明大寺本町1丁目4番地

同

細川管理所

岡崎市細川町字門立29番1

(2) 管理機構

【変更前】

農林水産部農地計画課

西三河農林水産事務所

総務課

庶務・経理

建設課

(土地改良財産管理)

用水管理課

調整

羽布ダム管理所

細川管理所

岩倉管理所

鹿乗管理所

吉良古川管理所

【変更後】

愛知県農林基盤局農地部農地計画課

愛知県西三河農林水産事務所

総務課 (庶務・経理)

用水管理課

調整グループ

細川管理所

(3) 管理方法

(本事務所)

事務所に所要の職員を配置して、利水に関する諸連絡調整を図り、管理所に所要の職員を配置して、施設の保全及び操作を行う。

(4) 県が管理する以外の施設の管理との関係

国営矢作川第二土地改良事業、同矢作川総合土地改良事業、同新矢作川用水土地改良事業及び県営かんがい排水事業等によって造成された矢作川南部地区の施設のうち、県が管理する以外の施設の管理については、関係土地改良区連合と密接な連絡をとりながら行うものとする。

(左岸導水路)

明治導水路による矢作川からの注水は、明治用水頭首工を管理する明治用水土地改良区と連絡を保って行う。

第3項 取水時期及び方法

別途定められた水利使用規則による。

第4項 かんばつ時における処置

(1) 各河川頭首工地点における自然流、ダムの貯水状況、作物の育成状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつのおそれがあると認められるときは関係土地改良区理事長、水道事務所長と協議し、取水配水に関する節水計画をたて、これによって取水配水し、著しいかんばつ被害を生じないよう努めるものとする。

(2) かんがい期において、各頭首工地点の河川自流が減少し、取水量が不足するときは、ダム貯水量を放流してこれを補うものとする。ただし、ダムの貯水量が異常に低下し、枯渇のおそれのあるときは、河川管理者と協議し、取水量の確保に努めるものとする。

第5項 洪水時及びその他緊急時における措置

(1) 名古屋地方気象台から、関係地域に対して降雨に関する注意報又は、警報が発せられたときは、洪水警戒体制に入るものとする。

(2) 洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部所に配置するものとする。

(3) 関係気象台及び関係機関との連絡並びに気象・水象に関する観測及び情報収集を行うものとする。

(4) ゲート並びに、ゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、予備発電施設の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとるものとする。

(5) 地震、洪水、その他異常な自然現象が発生したときは、細心の注意をもって管理する施設及び、その付近の点検をおこなうものとする。異常事態を発見したときは、その処置について関係機関と協議するものとする。

(6) 気象の急変、施設の故障等のため取水量を変更しようとするときは、関係機関と密接な連絡のうえ行うものとする。ただし、緊急な措置を要するものについては、この限りでない。

- (7) 前項ただし書きにより取水量を変更した場合には、直ちに関係機関に連絡し、事後措置にあたるものとする。
- (8) 工事その他の理由により、取水を中止する必要がある場合は、すみやかに関係機関とその対応措置について協議するものとする。ただし、災害等不測の事故でやむを得ない場合は、この限りでない。
- (9) 前項ただし書きにより取水中止をおこなった場合は、直ちに関係機関に連絡し、事後措置にあたるものとする。

第3節 他の事業との関係

第1項 農業用水

地区上流の矢作川には、矢作ダムを水源として、枝下用水、明治用水、矢作川北部用水等農業用水が取水されているため、これら関係管理者と協調を図って管理する。

第2項 治水

細川、乙川、鹿乗川、吉良古川頭首工が設置されたことにより、上流の洪水位が高くなる危険があるため、それぞれ矢作川農業水利事業管理規程に基づく操作により安全を図るものとする。

細川頭首工下流には、既設上水道、工業用水等取水口があり、矢作川農業水利事業管理規程に基づき所要水量を放流するものとする。

(上水道・工業用水道)

第3項 都市用水

細川頭首工、矢作川用水共用水路等は、愛知県水道用水供給事業及び岡崎市水道事業との共用の施設であり、受託して管理する。

北部岩倉取水口において上水道・工業用水道用水、明治用水頭首工地点において工業用水道用水を取水しているので、これらの関係管理者と協調し管理する。

第4項 漁業

細川頭首工、乙川頭首工の上下流には、漁業権が設定されているが、頭首工には、魚道の設備があるため漁業には、支障を及ぼさない。

第5項 その他利水者との関係

特記事項なし。

第4章 環境との調和への配慮

国営矢作川第二土地改良事業によって造成された頭首工では、流域に生息する魚類等に配慮した操作に努めている。

国営新矢作川用水土地改良事業により造成される幹線水路上部の管理用道路については、管理用道路のみならず、遊歩道やサイクリングロード等多面的な有効活用のための検討が進められている。

また、開水路を主体とする現況幹線水路は、老朽化が著しく、水路周辺の宅地化の進展も顕著で、土砂やゴミの流入がみられ、維持管理に支障をきたしていることから、国営新矢作川用水土地改良事業にて改修され幹線水路は暗渠タイプが採用されている。これにより土砂流入等が大幅に軽減されることから、維持管理の軽減や水質の保持に寄与するところが大きい。

第5章 事業費

事業に要する費用の年間の概算額	(〈130, 100〉 74, 000)	千円	(平成14年度)
	〈149, 600〉 100, 100		* 令和6年度算定

(水道受託)
〈 〉は水道分を含む総額を示す。
物価の変動、施設の補修等の増減により毎年変わる。

第6章 効用

かんがい用水の合理的な配水を行うことによって農業生産の安定をはかり「国営矢作川第二土地改良事業計画書（昭和47年度計画変更）」、「国営矢作川総合土地改良事業計画書（昭和52年度計画変更）」、「国営新矢作川用水土地改良事業変更計画書（平成15年度計画変更）」及び「国営かんがい排水事業計画書（昭和35年）」等に計画された経済効果を発生させる。

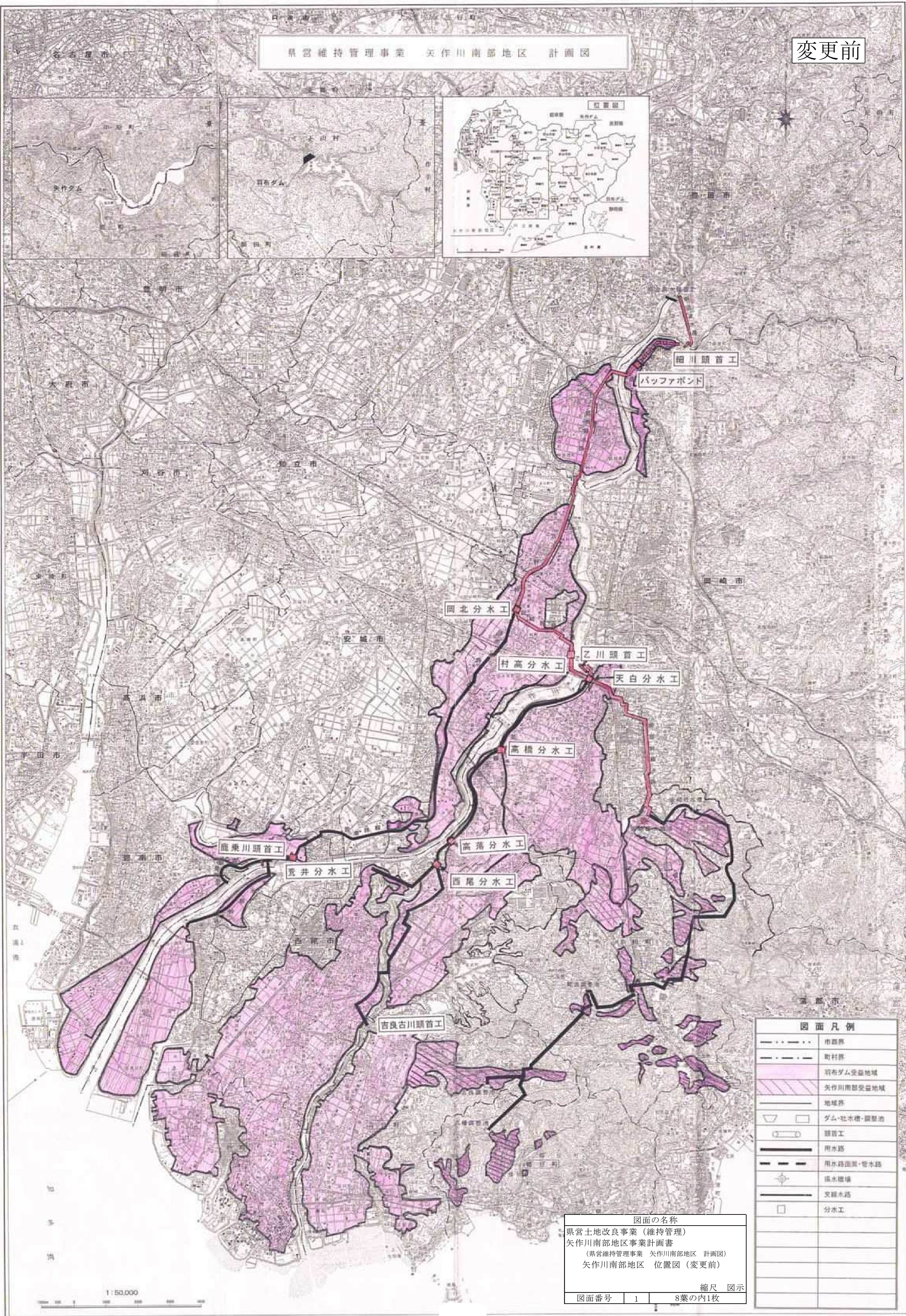
第7章 計画図

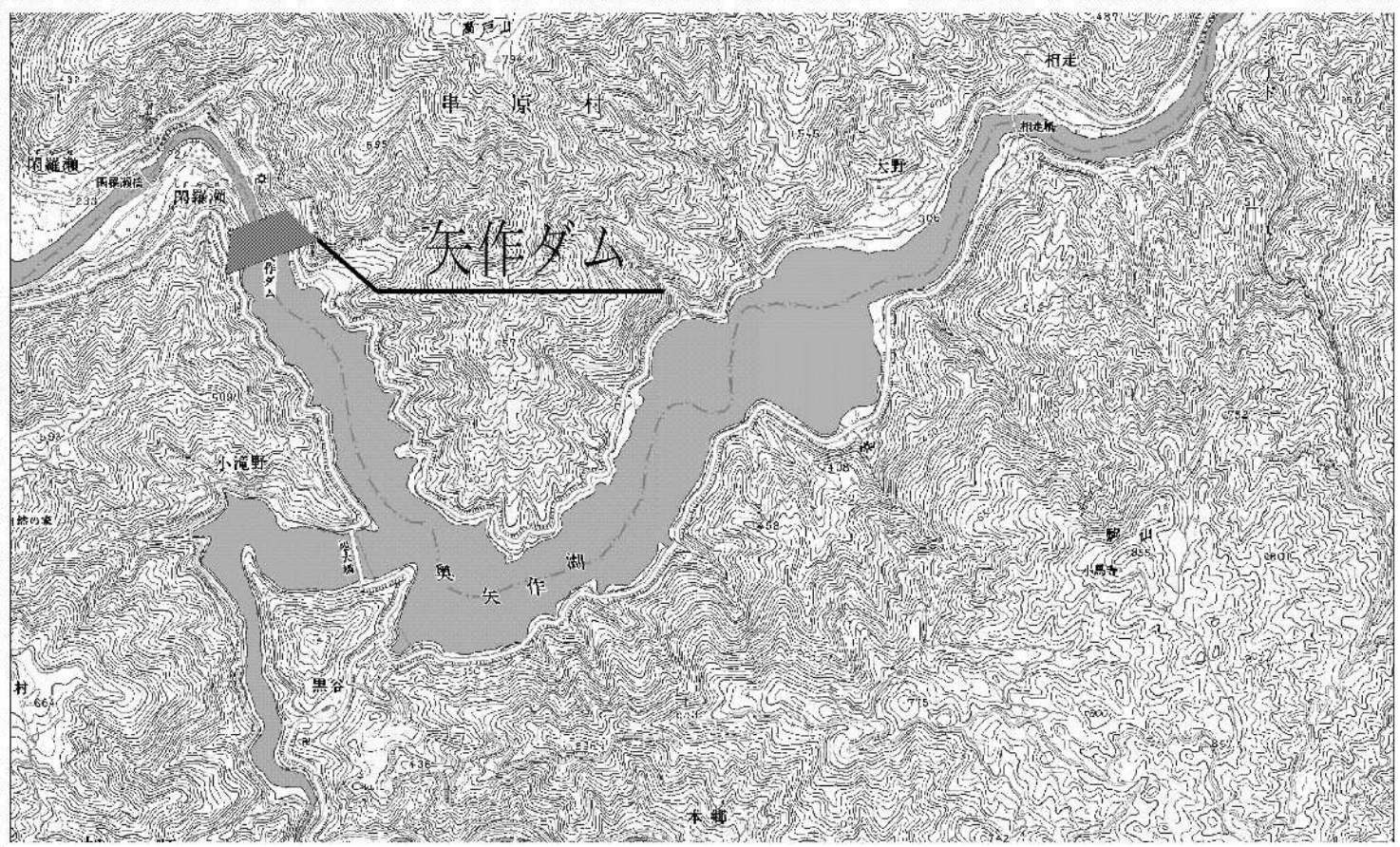
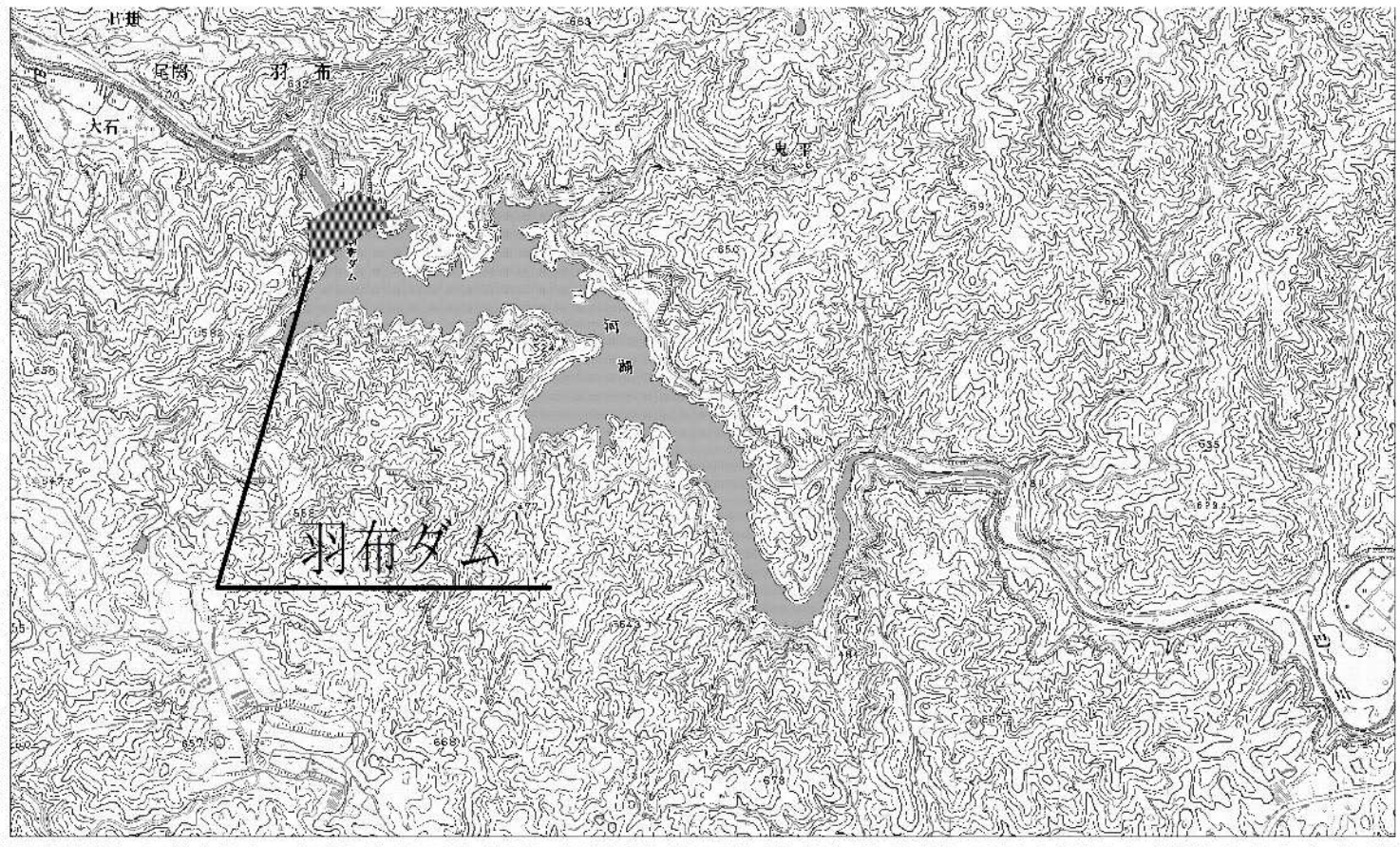
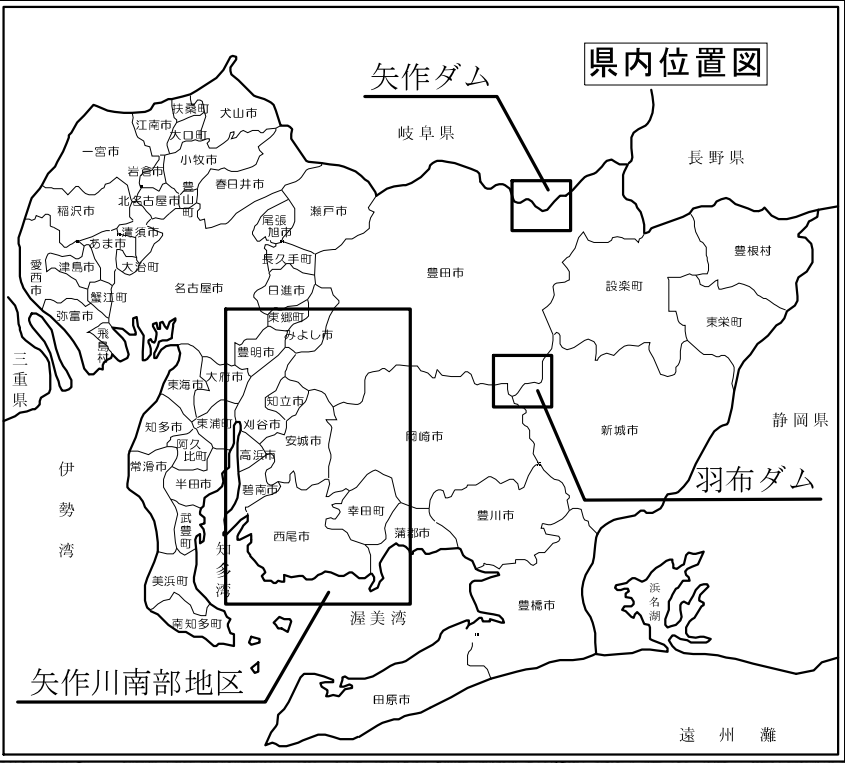
別添図面目録のとおり

県 営 土 地 改 良 事 業 （ 維 持 管 理 ）
矢 作 川 南 部 地 区 事 業 計 画 書
図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	矢 作 川 南 部 地 区 位 置 図	2	変更前・変更後
2	細 川 頭 首 工 一 般 平 面 図	1	
	堤 体 縦 断 面 図		
3	乙 川 頭 首 工 平 面 図	1	
	堤 体 縦 断 面 図		
4	鹿 乗 川 頭 首 工 平 面 図	2	変更前・変更後
	堤 体 縦 断 面 図		
5	荒 井 サ ー ジ タ ン ク 平 面 図	1	
6	吉 良 古 川 頭 首 工 平 面 図	1	
	堤 体 縦 断 面 図		
計		8	

県営維持管理事業 矢作川南部地区 計画図



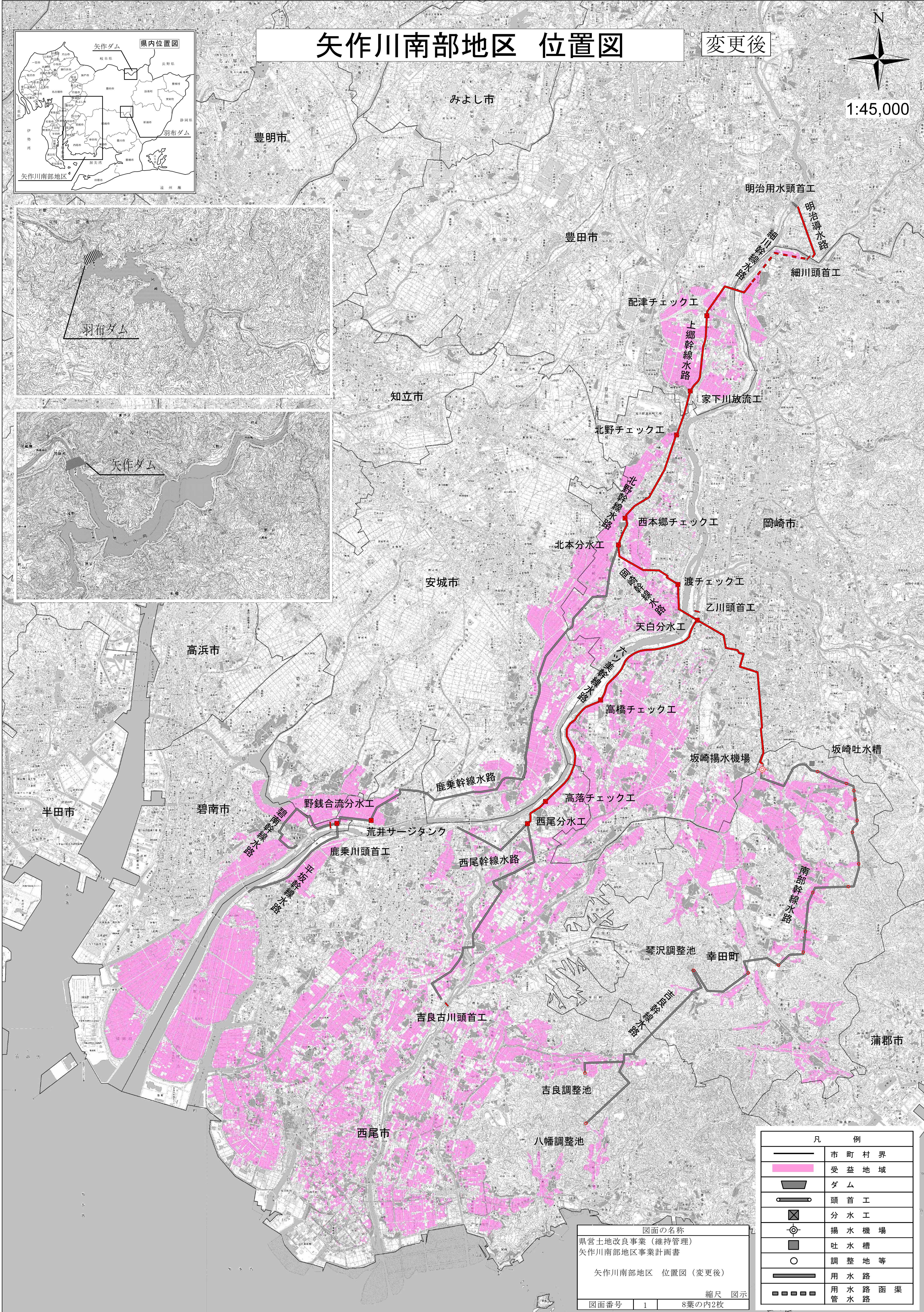


矢作川南部地区 位置図

変更後



1:45,000



凡 例	
	市 町 村 界
	受 益 地 域
	ダ ム
	頭 首 工
	分 水 工
	揚 水 機 場
	吐 水 槽
	調 整 地 等
	用 水 路
	用 水 路 函 渠

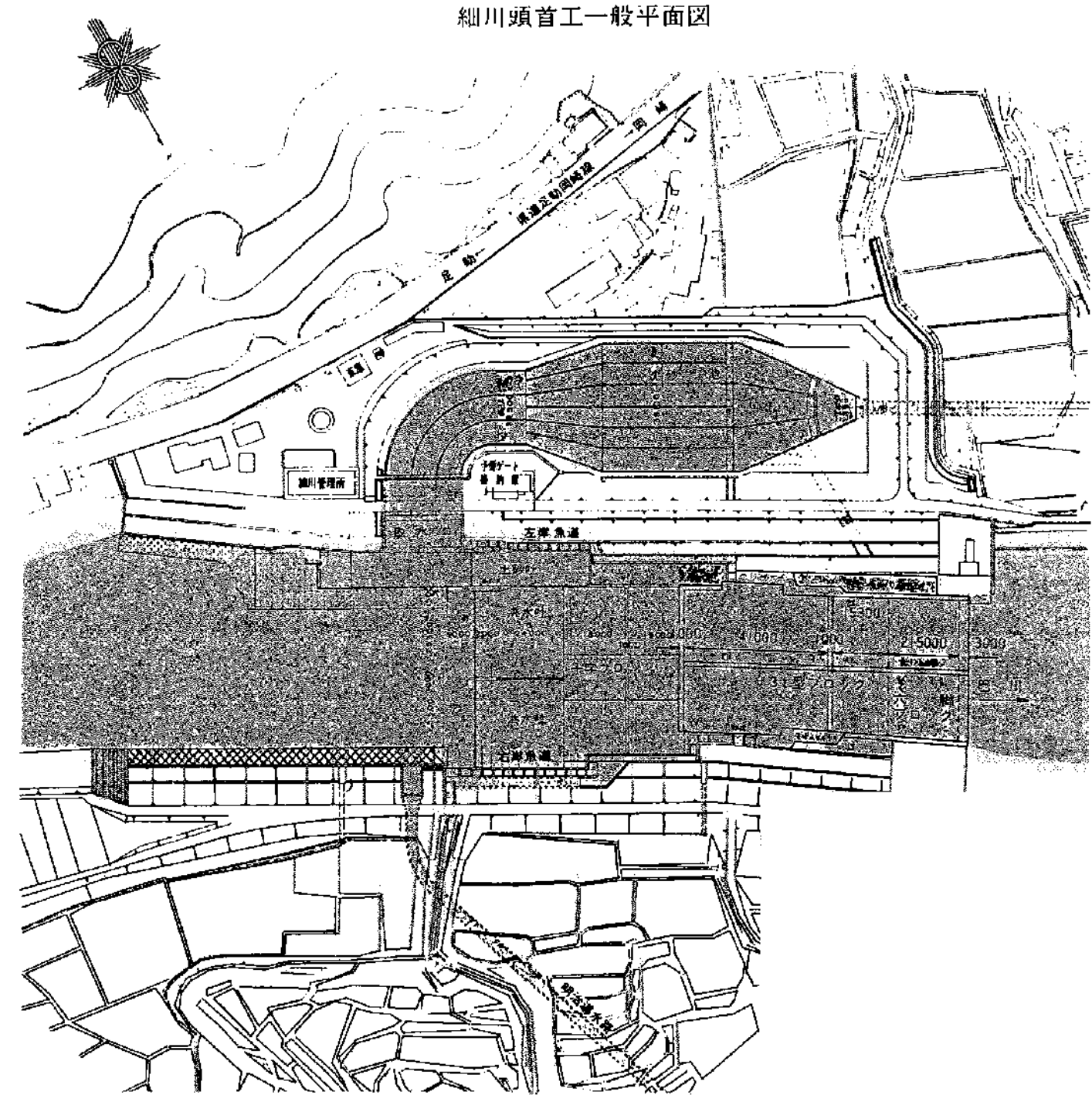
図面の名称
県営土地改良事業（維持管理）
矢作川南部地区事業計画書

矢作川南部地区 位置図（変更後）

縮 尺 図 示
図面番号 1 8葉の内2枚

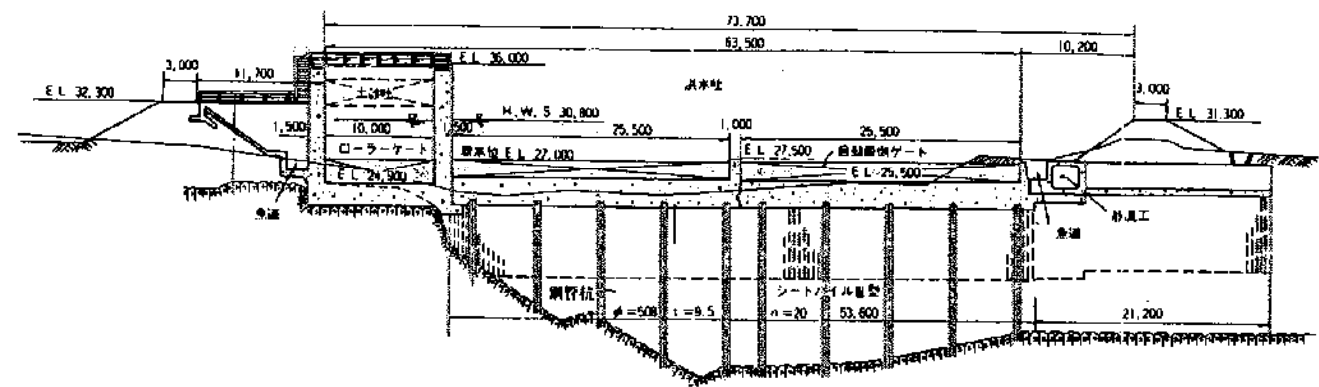
細川頭首工平面図

細川頭首工一般平面図



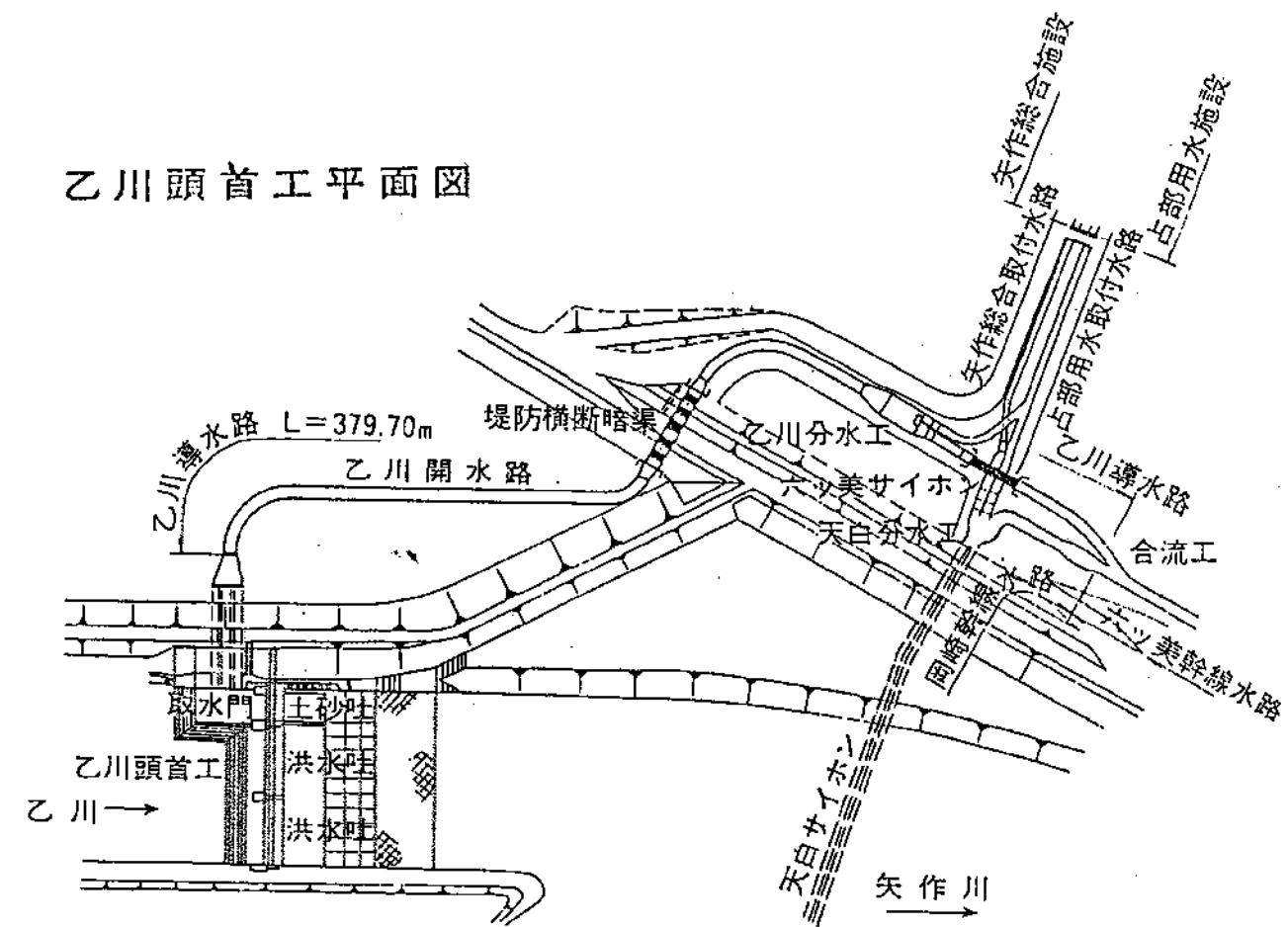
細川頭首工

堤体縦断面図

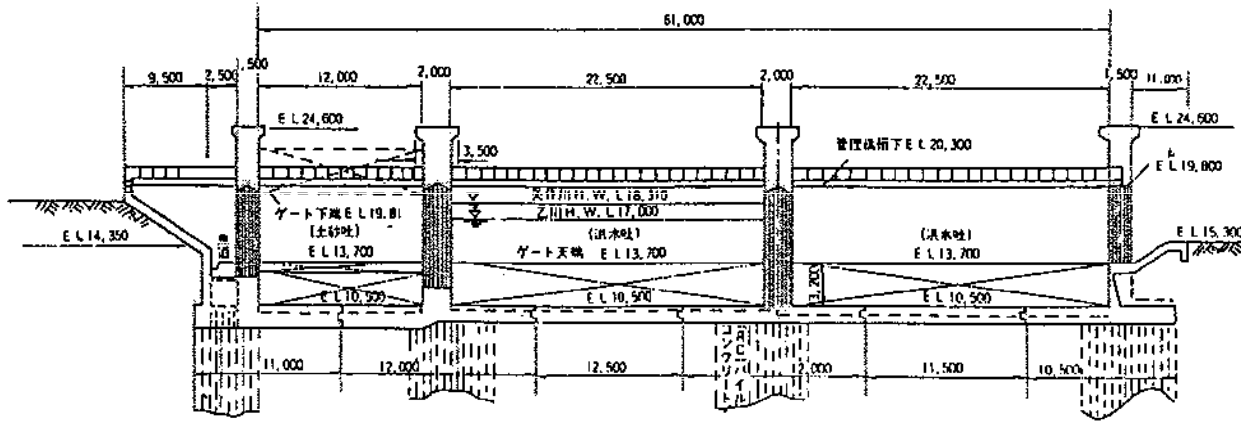


図面の名称		
県営土地改良事業（維持管理） 矢作川南部地区事業計画書 細川頭首工 一般平面図 堤体縦断面図		
		縮尺 ー
図面番号	2	8葉の内3枚

乙川頭首工平面図



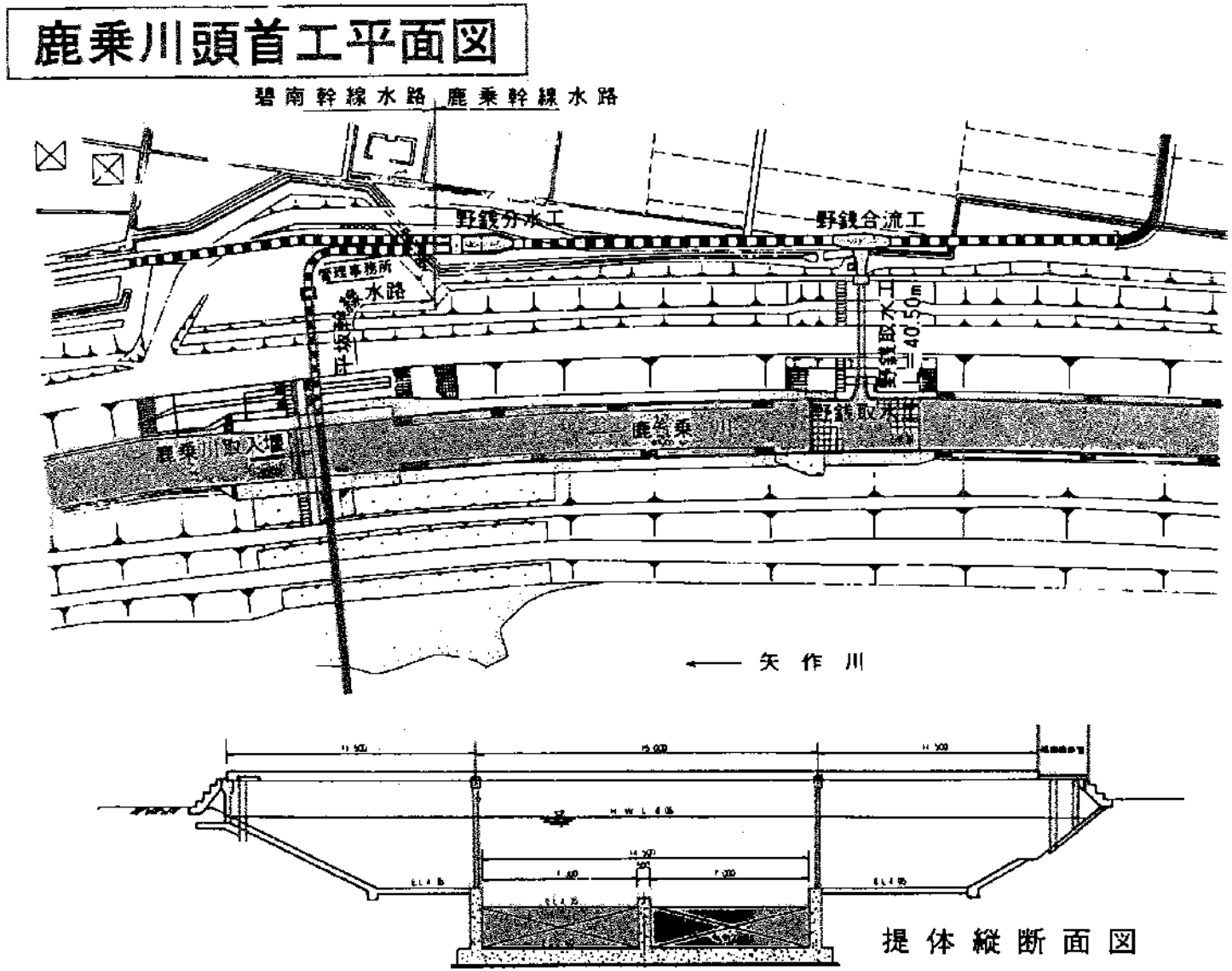
堤体縦断面図



乙川頭首工

図面の名称		
県営土地改良事業（維持管理） 矢作川南部地区事業計画書 乙川頭首工 平面図 堤体縦断面図		
縮尺 —		
図面番号	3	8葉の内4枚

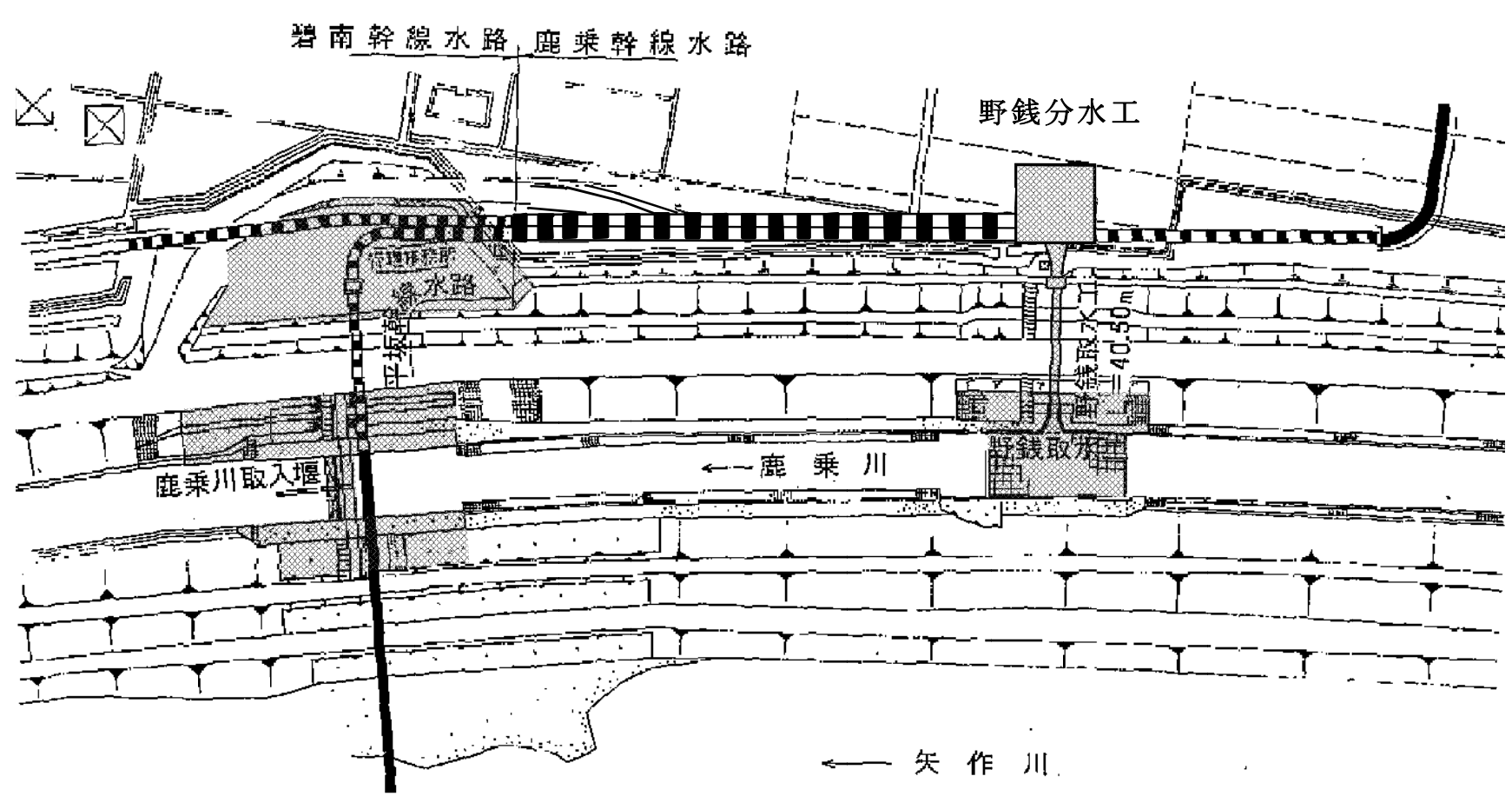
変更前



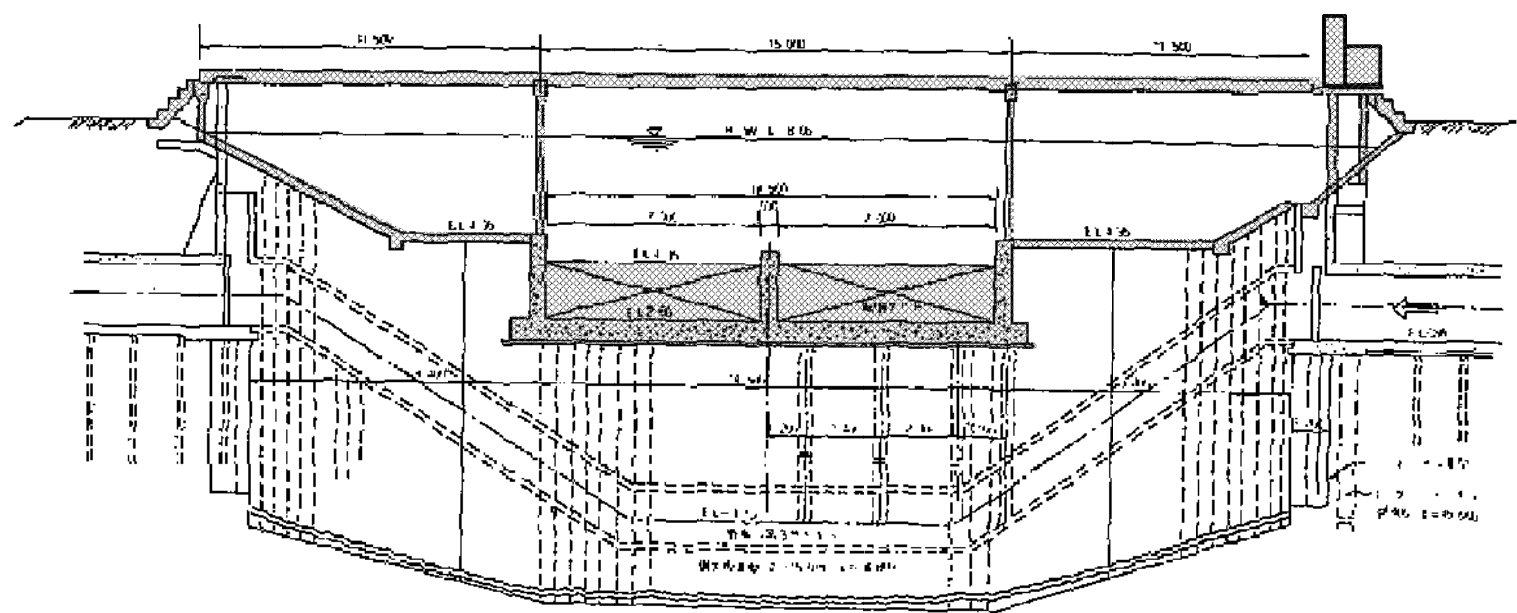
鹿乗川頭首工

図面の名称		
県営土地改良事業（維持管理）		
矢作川南部地区事業計画書		
鹿乗川頭首工 平面図（変更前）		
堤体縦断面図（変更前）		
縮尺 ー		
図面番号	4	8葉の内5枚

鹿 乗 川 頭 首 工 平 面 図



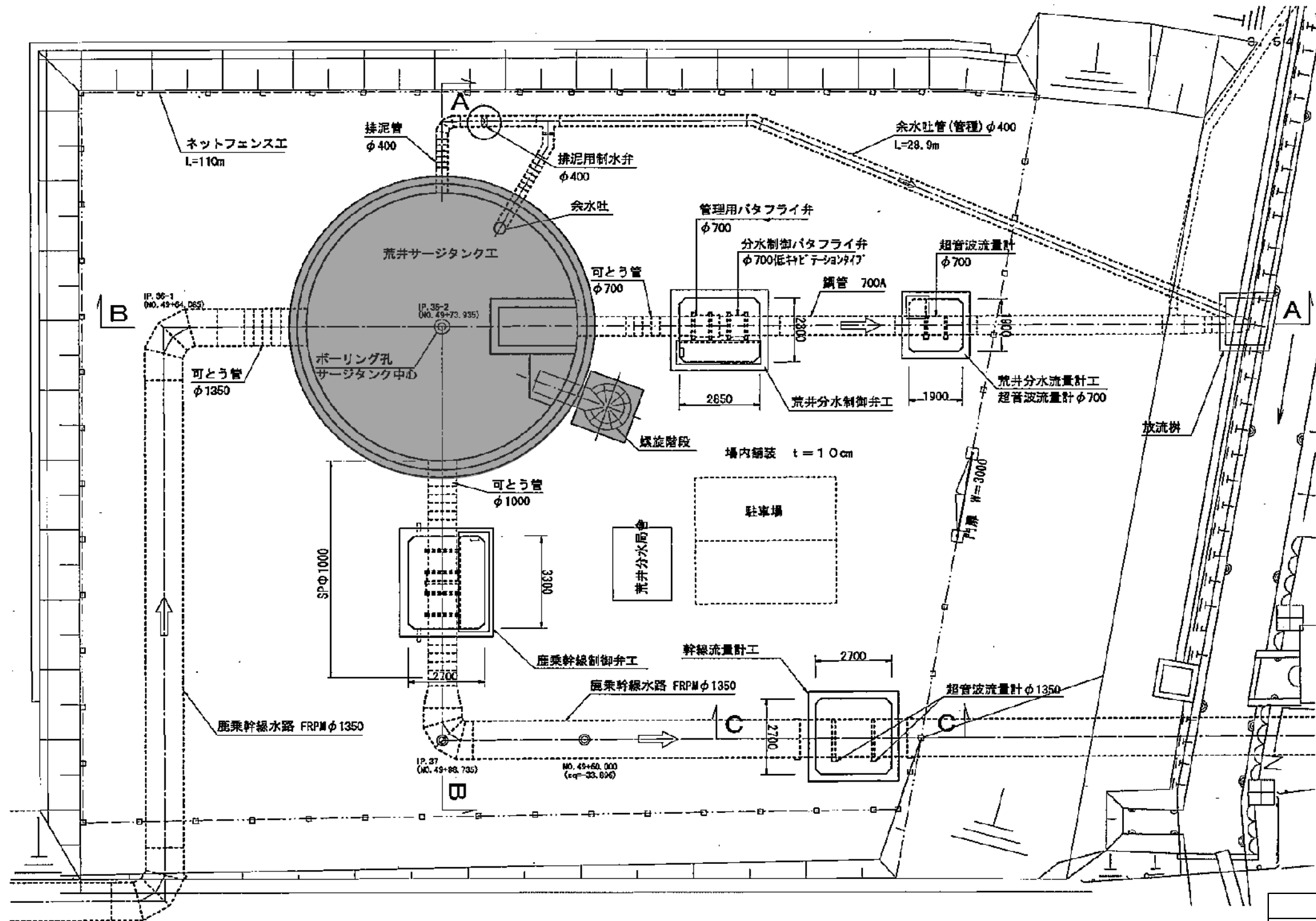
堤 体 縦 断 面 図



図面の名称		
県営土地改良事業（維持管理） 矢作川南部地区事業計画書 鹿乗川頭首工 平面図（変更後） 堤体縦断面図（変更後）		
縮尺 ー		
図面番号	4	8葉の内6枚

荒井サージタンク平面図

平面図



図面の名称

県営土地改良事業（維持管理）
矢作川南部地区事業計画書
荒井サージタンク 平面図

縮尺 ー

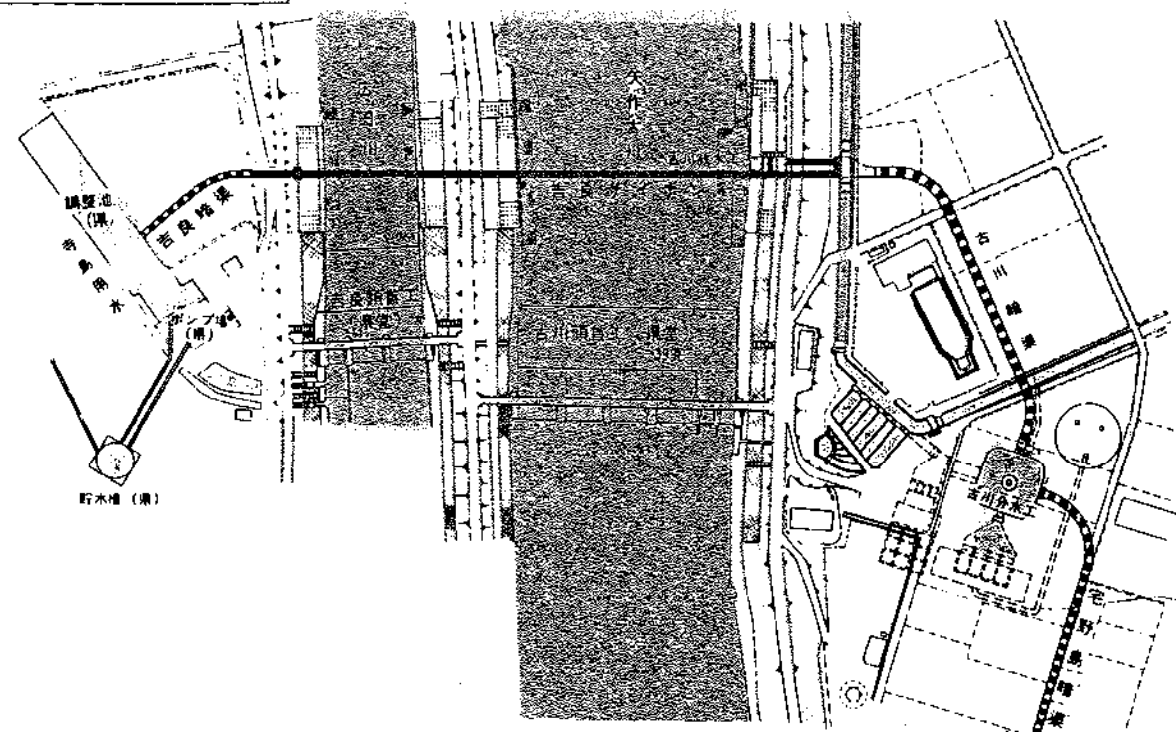
図面番号

5

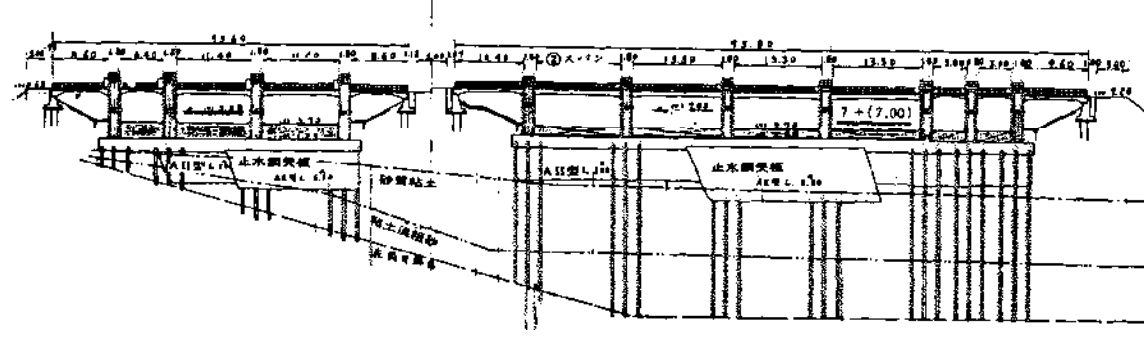
8葉の内7枚

吉良古川頭首工

平面図



堤体縦断面図



吉良古川頭首工

図面の名称		
県営土地改良事業（維持管理） 矢作川南部地区事業計画書 吉良古川頭首工 平面図 堤体縦断面図		
図面番号		縮尺 ー
6	8葉の内8枚	